

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01658

研究課題名（和文）子どもの権利を基盤とした自治体子ども政策の評価検証に関する実証的研究

研究課題名（英文）Empirical Study on Evaluation of Municipal Child Policies Based on Children's Rights

研究代表者

内田 塔子（Uchida, Toko）

東洋大学・福祉社会デザイン学部・准教授

研究者番号：80329036

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究により、条約実施のためにEUが加盟国に求める国家戦略の方向性と制度的基盤、子どもにかかわるあらゆる意思決定と政策に子ども参加が位置づくための支援方法、アイルランド・スコットランド・韓国・台湾における子どもの権利条約実施のための国家戦略や国家政策枠組み、国レベルの政策調整機関や独立の監視機関、子ども参加の仕組み、モニタリングシステム等の制度的基盤の整備状況、韓国・日本の先進自治体における条約の実施と子ども政策の評価検証の実施状況、日本における全自治体の子ども政策の推進状況と子ども参加の実施状況を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究期間中に子ども基本法が施行となり、子ども施策を条約の精神に則って推進すること、すべての子どもに自己に直接関係する全ての事項に関して意見表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保することが明記され、国と自治体は子ども施策の策定・実施・評価にあたり、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが義務化された。2023年末には子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定された。本研究は、これらが世界的潮流と軌を一にする大きな進展であることを示すとともに、今後日本社会が取り組むべき課題を提起することができたと思われる。

研究成果の概要（英文）：Through this research, we have been able to identify (i) the direction and institutional basis of the national strategies required by the EU for Member States to implement the Convention on the Rights of the Child, and the support mechanisms to embed child participation in all decision-making and policies concerning children; (ii) the status of the development of national strategies and national policy frameworks as well as the institutional basis, including national policy coordination bodies, independent monitoring bodies, child participation mechanisms and monitoring systems, for the implementation of the Convention in Ireland, Scotland, the Republic of Korea and Taiwan; (iii) the status of the implementation of the Convention as well as the evaluation and review of child policies in leading local governments in the Republic of Korea and Japan; and (iv) the status of the promotion of child policies and child participation in all local governments in Japan.

研究分野：子ども学

キーワード：子どもにやさしいまち・コミュニティづくり 自治体子ども政策 評価検証 国連・子どもの権利条約  
子どもの意見の尊重 子ども参加 地方自治

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国連・子どもの権利条約の採択 世界共通の基準(グローバルスタンダード)の明確化  
国際的には、条約採択後から、条約に規定される子どもの権利が子どもに保障すべき世界共通の基準(グローバルスタンダード)として認識され、条約に規定される子どもの権利を日常的に保障していくということは具体的に自治体レベルで何が求められるのかという議論が国際会議で継続的に行われた(例えば、「子どものための世界サミット(1990)」、「環境と開発に関する国連会議(1992)」、「第2回国連人間居住会議(1996)」、「国連子ども特別総会(2002)」等)。これらの国際的議論から、条約が求める「子どもにやさしいまち」づくりを進めるためには、子どももまちづくりの主体と位置づけ、子どもに関わるすべてのことについて、子どもの意見を尊重すること、自治体子ども政策の評価検証にも子ども参加を位置づけることが世界共通の基準とされるようになった。

(2) UNICEF による評価指標及び評価検証方法研究の進展(2000年~)と、UNICEF 主導の認証評価制度の提起(2018年)

(1)の国際的議論が行われる間、各国から UNICEF に対して、自治体が条約を実現する「子どもにやさしいまち」かどうかを評価する具体的指標を求める声が高まったため、UNICEF Innocenti Research Centre(現・UNICEF Innocenti - Global Office of Research and Foresight)に2000年に設置された「子どもにやさしいまち」事務局を中心に、子どもの権利を基盤とした評価指標づくりと評価検証方法に関する研究が始められた。2009~2010年に実施された9か国におけるパイロット調査を経て、2011年に自治体職員による自己評価チェックリストの他、コミュニティに住む子ども(8歳~18歳を想定)、保護者(0歳~18歳の子どもをもつ)、子ども支援の市民団体を評価主体と位置づけ、ファシリテーターによるコーディネートのもと、グループディスカッションにより実践評価を行っていく参加型評価を採用した Self-Assessment Tool が公開された。2018年には、「*Child Friendly Cities and Communities Handbook*」が公開され、ユニセフ国内委員会が各国内の「子どもにやさしいまち」づくりを牽引する役割を果たす認証制度の導入が新たに提起された。

(3) さまざまな評価検証方法の出現と比較研究の必要性

ユニセフが(2)のように研究を進める間、各国においても条約と子ども参加の視点をふまえた自治体子ども政策の評価検証方法の研究と評価検証の実施が進められていった。アジアでは、インドネシア・ネパール・韓国・日本が特徴的な取組を展開していた。アジア以外では、例えばスペイン・フランス・イタリアが表彰制度を採用し、バンクーバー・アンマン・デンバー・モスクワが自治体独自の評価検証制度を導入していた。このような動きが世界的に広がりつつある状況にあったが、各国事例を比較分析する研究が国内外ともに進んでおらず、比較研究の進展が世界的に求められている状況にあった。

## 2. 研究の目的

前述のような背景を踏まえ、本研究は、条約が求める「子ども参加」の視点をふまえた自治体子ども政策の評価検証の実施状況について、世界的にみても多様な進展のあるアジアに焦点化し、日本・インドネシア・ネパール・韓国の取組について、国 自治体 ユニセフの3つに分類したうえで比較分析を行い、特徴と課題を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、全自治体に対して実施するアンケート調査(日本) 日本で「子ども参加」を自治体子ども政策の評価検証に位置づけている自治体の中から対象自治体を抽出して行うヒアリング調査 インドネシア・ネパール・韓国を訪問して行うヒアリング調査 文献調査により実証的に行うこととした。

## 4. 研究成果

本研究は、研究期間中にあったインドネシアにおける自然災害の発生、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響と、こども基本法の成立・施行に伴う自治体子ども政策をめぐる社会状況の変化に合わせて、当初の調査対象・調査時期・調査方法・調査目的の見直しをしていかなければならなかった。具体的には、インドネシア・ネパールにおけるヒアリング調査を実施することができなかったため、国レベルで条約の視点から子ども政策全般の評価検証制度を始めている台湾を新たに追加した。また、子ども政策に子ども参加を位置づけた取組が進展するアイルランド・スコットランドを調査対象に追加し、EU(欧州連合)も視野に入れた研究を進めた。そのため、本研究は、日本・韓国・台湾、EU・アイルランド・スコットランドを事例として、また自治体子ども政策に限定せず国レベルも含めた子ども政策への子ども参加の実態を明らかにするものとなった。

当初の研究期間を1年延長した5年間の研究の主な成果は以下の通りである。

## (1) 国際レベル

文献調査から、条約実施のために EU が加盟国に求める国家戦略の方向性と制度的基盤、子どもにかかわるあらゆる意思決定と政策に子ども参加を位置づけるための支援策を明らかにした。例えば以下のものが挙げられる。

○欧州委員会「EU 子どもの権利戦略(The EU Strategy on the Rights of the Child)」(2021)

欧州委員会は、11 歳～17 歳の子ども 1 万人以上の声を踏まえて「EU 子どもの権利戦略」を策定した。その中で、戦略の 6 つの柱の筆頭に「子ども参加」を位置づけて、EU 加盟国に対して、子どもたちが主体的な市民および民主的社会的構成員になるように子どもたちをエンパワーすることを求め、そのために子ども参加のためのしくみの新設・強化を図ること、学校の日常生活および意思決定に児童生徒の関与を得るために学校が行っている努力を支援すること等を求めている。またその取組を各国が推進していく上で、進捗状況を自己評価できるように、欧州評議会が作成した「子ども参加アセスメントツール (Child Participation Assessment Tool)」(2016) の活用を促している。

## (2) 国レベル

アイルランド・スコットランド・韓国・台湾におけるヒアリング調査から、各国における子どもの権利条約実施のための国家戦略や国家政策枠組み、国レベルの政策調整機関や独立の監視機関、子ども参加の仕組み、モニタリングシステム等の制度的基盤の整備状況を明らかにした。具体的には以下の通りである。

### -1 アイルランドの国家戦略・国家政策枠組み

アイルランドは、子ども参加を国レベルで推進するために、以下のような国家政策枠組み・国家戦略を策定するにあたり、子どもの意見を反映してきた。

- ・ 「国家子ども戦略：私たちの子どもたち 彼らの生活」(2000)
- ・ 「よりよい成果、より明るい未来：子ども・若者のための国家政策枠組み(2014～2020年)」(2014)
- ・ 「意思決定への子ども・若者参加に関する国家戦略(2015～2020年)」(2015)
- ・ 「意思決定への子ども・若者参加に関する国家枠組み」(2021)
- ・ 「若きアイルランド：子ども・若者のための国家政策枠組み(2023～2028年)」(2023)

2014 年の「国家政策枠組み」では、変革目標のひとつに「子ども・若者の声に耳を傾け、その関与を得る」ことが掲げられ、その実現のために「国家戦略」で次のような目標を掲げている。

1. 子ども・若者が、地域コミュニティで行なわれる決定において発言権を持てるようになる。
2. 子ども・若者が、乳幼児教育、学校およびより幅広い公式・非公式の教育制度において発言権を持てるようになる。
3. 子ども・若者が、自分の健康およびウェルビーイングに影響を与える決定(子ども・若者に提供される保健・社会サービスについての決定を含む)において発言権を持てるようになる。
4. 子ども・若者が、裁判所および法制度において発言権を持てるようになる。
5. 子ども・若者の参加を擁護・推進する効果的リーダーシップを促進する。
6. 子ども・若者とともにおよび子ども・若者のために活動する専門家の教育・訓練を発展させる。
7. 政策立案、立法および調査研究において子ども・若者の参加を主流化する。

2015 年には上記目標を実現するために、子ども・若者参加の推進に関して政府機関その他の組織を支援するための「国家戦略」が策定された。

また、2021 年の「国家枠組み」では、「意思決定への子ども・若者参加」について、「相互の尊重を基礎とする子ども・大人間の情報共有と対話を含む継続的プロセスであって、子どもたちが、自分たちと大人の意見がどのように考慮されてそのようなプロセスの結果を形作るかを理解できるもの」と定義し、子どもが、日常的な空間および状況(乳幼児期の学習・ケアの現場、病院、クラブ等)での意思決定にも、戦略的発展(政策、プログラム、サービス、立法、調査研究など)にも参加することが狙いであるとされている。

2014 年の「国家政策枠組み」の後継文書である 2023 年の「国家政策枠組み」は、2021 年にアイルランド全域で実施されたプロジェクト「私たちが思うこと」(What We Think)に参加した 1,200 人以上の子ども・若者との協議を踏まえて作成されたもので、子ども・若者の権利保障に資する環境づくりのための政策として、第一に「子ども・若者の参加」が挙げられている。

### -2 アイルランドの子ども参加の仕組み「コーラナノーグ」(子ども・若者評議会)「ドーナナノーグ」(子ども・若者議会)

アイルランドでは、アイルランドの全行政区域(31 か所)に、「コーラナノーグ」(Comhairle na nÓg、子ども・若者評議会)が設置され、12 - 17 歳の子どもが参加している。「コーラナノーグ」のメンバー募集は、一般的には学校を通じて行われ、メンバーになりたいという希望を表明した子どもの中から選ばれる。地域のユースクラブを通じて募集することもある。メンバーは毎月集まり、年ごとに重点テーマを設定し、話し合いや活動(専門家に話を聴きワークショップを開催、ソーシャルメディアを利用してキャンペーンを展開、学校への働きかけ等)を行っている

(重点テーマ：教育とジェンダー平等(2023)メンタルヘルス(2022)セクシュアルマイノリティ(2021))また、2年に1回、各コーランナノグから選出された約200人の代表が集まり様々な問題が話し合われる「ドーナナノグ」(Dáil na nÓg、子ども・若者議会)も開催されている。ドーナナノグで取りまとめられた政府への提言などは、各コーランナノグから1人ずつ選出された代表者による「コーランナノグ全国執行委員会」がフォローアップを行なっている。

アイルランドでは、このように国レベルで子ども参加を推進する戦略や政策枠組みを策定し、それらを実施していくために、前述のコーランナノグ・ドーナナノグの他、子ども・若者サービス委員会、生徒評議会、子どもオンブズマン事務所、保健・教育等に関する査察機関、子ども・若者問題省等のような制度的基盤が多層的に整備されている。

スコットランド子ども・若者コミッショナー「聞いて、関わって、楽しんで：子どもの権利影響事前評価および子どもの権利影響事後評価への子ども参加ガイド」(2022)

スコットランドでは、2003年の子ども・若者コミッショナー(スコットランド)法に基づいて、子どもの権利を保護し促進することを職務とする子ども・若者コミッショナーが設立された。子ども・若者コミッショナーの任務の1つとして、法律・政策・実務の十分性と有効性を評価するためにこれらのモニタリングを行うことが位置づけられている。

スコットランド子ども・若者コミッショナーは、子ども議会(民間団体) Together(スコットランド子どもの権利連合)およびスコットランド子どもの人権研究所(Observatory of Children's Human Rights in Scotland)と協力して上記ガイドブックを作成し、その中で法律・政策・予算決定・プログラム・サービスが、決定・実施される前と後に、子どもにどのような影響があるか(あったか)を測る調査を、子どもたちを巻き込んで楽しく行えるように、子どもの権利に基づいて、いつ・どのように行うべきか、子どもと関わる際に役立つ提案をまとめている。ガイドブックでは、子どもの権利影響事前評価を、スクリーニング スコーピング エビデンスの収集 子ども参加の検証 影響評価 結論および勧告 子どもへの権利影響事前評価の公表 モニタリングと見直しの8段階で実施することとされている。事後については特定のモデルは提起されていないが、 について手続き等について検討しておくことが望ましいとされている。また、これらを実施する上で、(1)継続的・体系的であること(2)子どもの権利が主流化されること(3)時宜を得ていること(4)子どもたちの関与があること(5)指導者・幹部層がこのような取り組みを支持すること(6)政府・公的機関が責任をもって実施すること(7)国連・子どもの権利条約とスコットランド法の関係を踏まえることの7つのポイントが重要であることも指摘されている。

#### 韓国・国家人権委員会

韓国では、2001年に発足した国家人権委員会の中に、子どもの権利小委員会が設置され(2016年4月)子どもの権利侵害にかかる問題について独自に調査を実施し、子どもの声や実態を踏まえ、国や自治体等の関連機関に対して改善勧告を行っている(例えば、児童養護施設の子どもの人権について(2022年)等)。

#### 台湾・国家人権委員会

台湾は2014年に子どもの権利条約実施法を制定し、同法第7条に基づいて子どもの権利条約の実施状況に関する独自審査の制度を設けている。審査は世界各地の子どもの権利の専門家5名によって行われ、国連・子どもの権利委員会と同様の手続きで、子どもたちや市民社会組織との会合や政府代表団との対話を行ったうえで「総括所見」を発表し、台湾国内の子どもの権利条約の実施状況の評価・勧告をしている。

### (3)自治体レベル

韓国については文献調査から、日本については、自治体独自の子どもの権利条例に依拠した自治体子ども政策の評価検証制度をもつ中野区・泉南市へのヒアリング調査から先進自治体における条約の実施と自治体子ども政策の評価検証の実施状況を明らかにし、アンケート調査から、全国の自治体における子ども政策の推進状況と子ども参加の実施状況を明らかにした。

#### 韓国

韓国ではユニセフが主導する「子どもにやさしいまち」認証制度の導入が進んでいる。「子どもにやさしいまち」認証を受けた45自治体のうち、23自治体がオンブズパーソンを設置しており(2020年)そのうちのほとんどが、子どもの権利の保護と促進、相談・救済の他、政策提言も任務に位置づけている。

#### 日本・中野区

中野区では、2022年4月から施行されている「中野区子どもの権利に関する条例」に依拠して、子どもの権利の保障状況を調査し、計画や取組の検証と提言をしていく「中野区子どもの権利委員会」が設置されている。委員会活動では、既存のアンケート調査結果の他、不登校の子ども、外国にルーツのある子ども、施設で暮らす子ども、乳幼児期の子ども等を対象に、参加のし

やすさに配慮したヒアリングが区民の協力を得て実施され、そこでの意見も踏まえた評価検証が行われている。また、中高校生や若者の意見表明の機会を保障する中野区ハイティーン会議・若者会議や、中野区子どもの権利救済委員とも連携し、区内の子どもの意見を幅広く聴いていく活動を展開しようとしている。地方自治を基本として、子どもを含む市民との協働による子ども政策評価が実施されている。

#### 日本・泉南市

泉南市では、2012年に制定された泉南市子どもの権利に関する条例に依拠して、条例の運営状況と条例に基づく事業等の実施状況を検証するために、子どもの権利条例委員会と子どもの権利条例市民モニター制度が設けられ、これらが相互に協力しながら、広く子ども・市民等から意見や提案を踏まえて検証を行い、市長に報告書を提出している。市長は、受けた報告内容を市民等に公表し、市の子ども施策等に活かすことが義務づけられている。

「地方自治と子ども施策」全国自治体調査（プレ調査：2022年3月、本調査：2024年3月）

調査の目的は、全国の自治体子ども施策の推進状況を調べるとともに、自治体子ども施策の策定・推進・評価において子どもの権利がどれほど位置づいているか、組織体制、子どもの権利を明示した法的枠組の有無、計画策定・予算編成・施策評価における子ども参加の有無、子どもの権利の位置づけや子ども参加の有無が、子どもの最善の利益を保障する諸施策の充実度に影響しているかを数量的に明らかにすることである。

当初の研究計画では2021年度に実施予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響から、2022年3月にプレ調査（有効回答625人、インターネット調査、登録されているモニターのうち子ども・子育て関係部署に所属している地方公務員による任意回答）の実施、こども基本法施行に伴う社会状況の変化に鑑みて、2024年3月に本調査（全都道府県・市区町村の子ども・子育て関係部署職員対象）の実施となった。

プレ調査から、「条例や事業計画等に子どもの権利を明示している度合い」が、「子どもの社会参加施策の充実度」、「子どもの学校参加施策の充実度」、「相談救済施策の充実度」、「いじめ対策の充実度」、「防災への取り組み施策の充実度」、「子どもの居場所施策の充実度」にそれぞれ有意に影響していることが示された。

本調査については、調査実施時期が最終年度末となったため、分析結果を本研究成果報告書に盛り込むことができない。よって、別途調査結果の公表を行うとともに研究成果の周知に努める。

本研究から、EU・アイルランド・スコットランド・韓国・台湾・日本の先進事例の調査研究を通じて、子ども政策と意思決定に子ども参加を位置づけるためには、包括的な立法措置、国家戦略や国家的政策枠組みの他、国レベル・地方レベルの制度的基盤の整備が必要であることが示された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 喜多 明人	4. 巻 70 (2)
2. 論文標題 子どもの意見表明・参加の権利..."どうする?先生" : こども基本法の施行を前にして	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 演劇と教育	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荒牧 重人	4. 巻 114 (3)
2. 論文標題 子どもの権利と法、自治体	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 荒牧 重人	4. 巻 (70)
2. 論文標題 子どもの権利保障と自治体	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 11-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野村 武司	4. 巻 114 (3)
2. 論文標題 こども基本法で問われる自治体の役割	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 13-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 大介	4. 巻 114 (3)
2. 論文標題 子どもの声を自治体に活かす：主権者としての子どもの意見表明・参加のあり方	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 内田塔子・平野裕二	4. 巻 31
2. 論文標題 台湾における子どもの権利条約の実施	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 子どもの権利研究	6. 最初と最後の頁 154-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤 悦雄	4. 巻 1
2. 論文標題 子ども計画の理念・目的を実現するために、評価・検証の仕組みをどのようにはたらかせるか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2022明石報告資料集	6. 最初と最後の頁 175-180
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安 ウンギョン	4. 巻 24-2
2. 論文標題 子どもの権利としての参加を保障する法的・制度的課題について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 工学院大学教職課程学会誌年報	6. 最初と最後の頁 23-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野村 武司	4. 巻 46
2. 論文標題 子どもの権利保障と独立した監視機関：国内外での子どもコミッショナー、オンブズパーソンの取り組み	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 71-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野村 武司	4. 巻 934
2. 論文標題 こども基本法と地方自治：子ども条例でつくる自治体の「かたち」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 教育	6. 最初と最後の頁 65-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 Toko Uchida
2. 発表標題 What is important for the promotion of child policies that reflect the voices of children ? An analysis of the results of a nationwide survey of local governments in Japan
3. 学会等名 Child in the City World Conference 2022 in Dublin
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 かわさき子どもの権利フォーラム	4. 発行年 2021年
2. 出版社 エイデル研究所	5. 総ページ数 154
3. 書名 今だから明かす条例制定秘話	



1. 著者名 喜多明人	4. 発行年 2021年
2. 出版社 汐文社	5. 総ページ数 120
3. 書名 きみはどう考える?人権ってなんだろう	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	荒牧 重人  (Aramaki Shigeto)  (40232053)	山梨学院大学・法学部・教授   (33402)	
研究分担者	野村 武司  (Nomura Takeshi)  (00228363)	東京経済大学・現代法学部・教授   (32649)	
研究分担者	喜多 明人  (Kita Akito)  (70147932)	早稲田大学・文学学術院・名誉教授   (32689)	
研究分担者	加藤 悦雄  (Kato Etsuo)  (60299823)	大妻女子大学・家政学部・准教授   (32604)	
研究分担者	半田 勝久  (Handa Katsuhisa)  (60337855)	日本体育大学・体育学部・准教授   (32672)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	林 大介  (Hayashi Daisuke)  (60708379)	浦和大学・社会学部・准教授    (32423)	
研究分担者	安 ウンギョン  (Ahn Eun-kyung)  (40824644)	東洋大学・ライフデザイン学部・助教    (32663)	
研究分担者	高石 啓人  (Takaishi Akito)  (10772238)	日本大学・文理学部・助教    (32665)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	平野 裕二  (Hirano Yuji)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関